

令和8年度旭川市農業委員会3回総会議事録

- 1 開催日 令和8年6月24日(水曜日)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時51分閉会
- 3 開催場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 4 出席委員 22名

2番 北原 浩美	3番 松原 朗	4番 吉田 豪人
5番 市田 敏行	6番 佐藤 絢也	7番 佐藤 慎二
9番 小出 範之	11番 湯浅 光二	12番 楠 栄
13番 請川 幹恭	14番 石尾 卓也	15番 只石 博幸
17番 廣田 健太郎	18番 廣瀬 康行	16番 柿木 和恵
21番 千代 圭	22番 佐藤 博則	20番 山中 泰典
25番 前田 靖雄	26番 山田 孝	24番 高橋 一政
	27番 滝川 岳雪	
- 5 欠席委員

1番 橋本 幸博	8番 川上 和幸	10番 中島 張
19番 小竹 一茂	23番 鈴木 剛	
- 6 事務局職員

有馬事務局次長	西村副主幹	藤永副主幹
荒戸主査	渡辺主査	川原主任
- 7 農政部農政課職員 岡田主査 戸田主任
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 3番 松原 朗 4番 吉田 豪人
- 10 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について
 - (3) 議案第3号 農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について
 - (4) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について
 - (5) 議案第5号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
 - (8) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (9) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
 - (10) 報告第5号 現地目証明願について(専決)

- 1 1 議事 ただいまから、令和8年度旭川市農業委員会第3回総会を開会いたします。
 本日の出席委員は22名でございます。
- 議長（山田 孝） 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員
 の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（有馬次長） 御報告申し上げます。本日の総会に、1番橋本委員、8番川上委員、10
 番中島委員、19番小竹委員、23番鈴木委員から、欠席する旨の届出がご
 ざいました。
 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
 3番松原委員、4番吉田委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願
 いいたします。
 また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程
 いたします。
 事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説
 明いたします。
 議案書の該当ページは1ページないし4ページでございます。
 御審議いただきますのは、所有権移転が3件、賃貸借権の設定が1件、使用
 貸借権の設定が3件の合計7件でございます。
 地区の内訳は、所有権移転が、永山地区1件、江神地区2件、賃貸借権の設
 定が、東旭川地区1件、使用貸借権の設定が、江神地区1件、西神楽地区2件
 となっております。
 以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、旭川市農業委員
 会規則第12条の議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いた
 します。
 番号4番につきましては、滝川委員に関係がありますので、滝川委員は発言
 及び表決についてはお控え願います。
 それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 議案書3ページの番号4番につきましては、集積計画による賃貸が満了したため、貸主があらためて借主へ農地法第3条に基づき貸し付ける案件でございます。

本件につきましては、議案補足資料4ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号4番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、番号4番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

引き続き、他の案件について審議を求めます。

事務局から説明いたします。

事務局（西村副主幹） 番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に無償で譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。

番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し、譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。

番号5番につきましては、貸主が所有する農地を借主に無償で貸し付け、貸主、借主それぞれが効率的に耕作しようとする案件でございます。

番号6番につきましては、貸主が経営する法人との現行の契約を解約し、契約内容を見直した上で改めて使用貸借を行う案件でございます。

番号7番につきましては、貸主が所有する農地を借主を変更して無償で貸し付け、借主が経営規模拡大を図る案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページないし3ページ、5ページないし7ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし3番、5番ないし7番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、番号1番ないし3番、5番ないし7番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議 長 (山田 孝) 続きまして、日程第2議案第2号「農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (川原主任) 日程第2議案第2号「農地法施行規則第29条第4号の規定による申出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは5ページ、議案補足資料は8ページないし10ページでございます。

本件につきましては、東鷹栖地区の認定農業者が農業用施設を設置するに当たり、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無について判断をいただくものです。なお、支障を生ずるおそれがないと認められた場合は、北海道に意見照会し、農業委員会の判断が適当であるとされた場合に、農地法の規定による転用許可が不要となります。

議案補足資料8ページの位置図を御覧ください。

申請地は東鷹栖農村活性化センターから南西に約640mに位置します。

次に、資料9ページ土地利用計画図を御覧ください。

申請地には、農業用倉庫、農機具置き場及び通路を整備する計画です。

次に、資料10ページの農地転用総括表を御覧ください。「6 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要欄」に記載のとおり、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはなく、また、申請地の位置的にも、集団的に存在する農地を分断するおそれはないものと考えられます。

なお、本件につきましては、事前にJA及び土地改良区から申請地を農業用施設用地にして支障ない旨の意見をいただいておりますことを申し添えます。

以上でございます。

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (山田 孝) それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いた

します。

○議長（山田 孝）　　続きまして、日程第3議案第3号「農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（渡辺主査）　　日程第3議案第3号「農地法第32条第3項の規定に基づく公示及び第41条第1項の規定に基づく通知について」を御説明いたします。議案書の7ページ、補足資料の11ページを御覧ください。

当該農地は、耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と見込まれる農地として、農地法第33条第1項に該当することから、所有者の探索を行いました。が、所有者が死亡しており、相続人を特定できませんでした。

そのため、農地法第32条第3項に基づき、その農地の所有者等を確知できない旨を公示し、2か月間の公示期間中に所有者等から申出がなかった場合には農地法第41条第1項に基づき、農地中間管理機構である北海道農業公社に対してその旨を通知するものです。

2か月間の公示期間中に所有者等から申出があった場合は、利用意向調査をすることになりますが、申出がなく、農地中間管理機構に対してその旨を通知した後は、農地中間管理機構が北海道に対し、当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請し、知事が裁定を行ったときは、農地中間管理機構が利用権を取得し、担い手に貸付けることができるようになります。

現在の予定では、最短で12月に知事の裁定、1月の総会で公社から貸し付ける農用地利用集積等促進計画案の審議、2月中旬に促進計画の認可の予定となっております。

各案件の内容等につきましては補足資料に記載しておりますので、御確認ください。

以上でございます。

○議長（山田 孝）　　それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員　　（意見なし。）

○議長（山田 孝）　　それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、公示して所有者等から申出がない場合は、中間管理機構に通知することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒戸主査） 日程第4議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべきことの要請について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは9ページないし16ページでございます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき促進計画の案を添付して、同法第18条第1項に基づき促進計画を定めるよう、北海道農業公社に要請しようとするものです。

今回の要請に基づき北海道農業公社から促進計画の認可申請があった場合に、再度の総会の議決によらず公社の申請のとおり促進計画を認可することも併せて審議いただくものでございます。

御審議いただきます促進計画の作成を要請する案は、所有権移転が9件、利用権設定が8件でございます。利用権設定につきましては、全て賃貸借権となっております。

地区の内訳及び面積につきましては、所有権移転は、東鷹栖地区が2件、永山地区が4件、江神地区が2件、東旭川地区が1件、合わせて15.71haとなっております。

また、利用権設定につきましては、江神地区が2件、西神楽地区が2件、東旭川地区が4件、合わせて11.45haでございます。

なお、売り手及び買い手から希望があった場合、農業委員の皆さまによる価格協議により参考価格を提示しておりますが、議案補足資料12ページに、計画ごとの価格協議の有無や決定した売買金額等を掲載しております。

所有権移転は、即売りタイプのうち、経営規模拡大が4件、経営の安定が2件で、貸付タイプは買入が3件でございます。

利用権設定は、稼働力不足による一部貸付、期間満了再設定がそれぞれ3件、稼働力不足による全地貸付、老齢による全地貸付がそれぞれ1件でございます。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり決定いたします。

○議長（山田 孝）

続きまして、日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

事務局（藤永副主幹）

日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは17ページないし19ページ、補足資料の該当ページは13ページないし32ページでございます。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2の規定に基づき、旭川市長から意見を求められているものでございます。

それでは議案の説明に入らせていただきます。

農用地利用計画につきまして9件の変更案となっています。

番号1番ないし3番につきましては、今後、農地移動適正化あっせん事業による売買が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号4番につきましては、農用地として売買するため、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号5番ないし7番につきましては、農用地として利用するため、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号8番につきましては、道営農地整備事業（経営体育成型）を行う計画であるため、農用地区域への編入となる案件でございます。

番号9番につきましては、乾燥調製施設建設のため、農用地区域への編入と用途区分の変更となる案件でございます。

なお、議案書に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づくものであり、農地法の現況主義に基づく農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第5号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、計画の変更案は妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

○議長（山田 孝）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

事務局（藤永副主幹）

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは21ページないし24ページでございます。

本件につきましては、報告対象期間中に8件の届出があり、届出の内容は全件が相続による所有権の移転でございました。

なお、地区ごとの内訳につきましては、東鷹栖地区1件、江神地区、西神楽地区各3件、東旭川地区1件となっております。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第7報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹）

日程第7報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは25ページでございます。

本件につきまして、市街化区域内の農採地の転用のための権利移動の届出が1件ございました。

本件は、住宅建築のため所有権移転する案件でございます。

これにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決により処理したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは27ページ、議案補足資料は33ページないし44ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に12の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任） 日程第9報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは29ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、永山地区で1件、西神楽地区で1件、合計で2件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき、事務局長専決により処理したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議 長（山田 孝） 次に、日程第10報告第5号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（藤永副主幹） 日程第10報告第5号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案書の該当ページは31ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が1件あり、事務局で確認しましたところ、現況は農採地以外でございました。

本件につきまして、現地目証明事務処理要領第12条及び旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第5号に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議 長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年度旭川市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

松原 朝

署名委員

吉田 豪人